

大和市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次のとおり市道の路線を廃止し、同法第18条第2項の規定により平成26年1月20日から供用を廃止する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成26年1月20日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
深見112号	深見字坊ノ窪2107 番先	深見字坊ノ窪2110 番先	6.21	34.22	